

事 務 連 絡
令和 7 年 1 2 月 9 日

各 位

石川県農林水産部畜産振興・防疫対策課

蜜蜂の飼育場所における配置調整に係るご案内

日頃より、本県の養蜂振興にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

蜜蜂の飼育は周辺住民や他の飼育者とのトラブルが起こる可能性があります。蜜源の確保や腐蛆病等の感染予防の観点からも必ず関係者と十分に協議し、地域住民の生活に不都合が生じないことを確認のうえ、飼育を開始するようお願い申し上げます。

1. 配置調整について

飼育届の受理は蜂群の配置を許可するものではありません。

飼育を行うにあたっては、蜜源の確保や腐蛆病予防の観点からも、飼育開始前に周辺の飼育者との配置調整が必要です。石川県が必要と認める場合、飼育者に対して必要な協力を求めることがあり、調整結果によっては届出どおりに飼育できない場合があります。

なお、借地にて飼育を行う場合には、必ず土地所有者の許可を得てください。

- ① 石川県では巣箱間の距離について、蜜蜂の活動範囲および腐蛆病感染予防の観点から半径 2 km を目安とし配置調整を実施する場合があります。
 - 新たに飼育届が出された場所から半径 2 km 圏内に先の飼育者がいた場合、双方の同意を得たうえで飼育場所及び連絡先を両者へ通知する
 - 原則、話し合いによる調整を実施する
 - 継続して飼育している飼育者へ配慮する
- ② 配置調整において、半径 2 km 圏内であっても、話し合い等により双方の合意が得られた場合は「調整済み」とし、飼育は差し支えないものとする。